

尼崎市監査公表第3号

令和2年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第252条の37第5項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に対し、市長、教育委員会及び公営企業管理者より別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により公表します。

令和4年3月3日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文

同 藤 川 千 代

同 土 岐 良 二

同 安 浪 順 一

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（公有財産課）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>公有財産台帳と固定資産台帳の間で記載不一致がある。（結果）</u>          公有財産台帳記載の情報と固定資産台帳記載の情報とで同一施設であるための情報として「施設番号」があるが、この情報をもって両台帳の情報を見た際に、一部不一致となっているものがある。          毎年度両台帳データを確認し、不一致分については固定資産台帳データを補充して一致を図るべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>指摘された不一致財産のほとんどが、固定資産台帳に登録しなくても決算調書に影響がでないもの（借地等で尼崎市の資産ではないことから、固定資産額も0円となる。）である。          一方、公有財産台帳は、資産額に関係なく、尼崎市が管理している財産を登録すべき観点から、借地財産についても登録しており、双方の台帳の趣旨・観点の違いから登録財産の不一致が生じていたが、令和3年度に固定資産台帳に登録し、不一致は解消した。          また、今後は、固定資産台帳の更新時等に公有財産台帳と固定資産台帳の照合確認を行い、不一致が再発しないよう努めていく。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 47

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>【市営住宅】</u> <u>公有財産規則に定められたとおり、公有財産台帳に適切に使用許可の事実が反映されていない。（結果）</u></p> <p>公有財産台帳は、市が財産を保有・処分・貸付している事実等を表す重要なものであるが、他の事業者に使用許可されている事実が反映されていない。 適切な財産管理に資するため、市有財産の使用許可に際しては、その事実を漏れなく公有財産課に報告し、同課による公有財産システムへの登録により使用許可の事実を台帳にて明らかにする必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>公有財産台帳に反映されていなかったものについては、その後必要な手続きを行い、現在は当該台帳に既に反映した。</p> <p>令和2年12月以降報告漏れが生じないよう公有財産の異動に係る決裁に異動報告書を添付させるよう事務を改善した。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P157

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（施設課）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>【旧梅園幼稚園】</u> <u>資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。（結果）</u> 市が保有する財産の利用状況を公有財産台帳に適切に反映されていない場合には、市が保有する財産の利用状況を正確に把握できないため、行政判断を誤るおそれがある。このため、資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。 公有財産台帳への施設名の登録変更にあたっては、適切な名称に変更する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>公有財産台帳に反映されていなかったものについては、その後必要な手続きを行い、現在は当該台帳に既に反映した。 令和2年12月以降報告漏れが生じないよう公有財産の異動に係る決裁に異動報告書を添付させるよう事務を改善した。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P195

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（施設課）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>【旧成良中学校】</u> <u>資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。（結果）</u> 市が保有する財産の利用状況を公有財産台帳に適切に反映されていない場合には、市が保有する財産の利用状況を正確に把握できないため、行政判断を誤るおそれがある。このため、資産の状況に合わせて公有財産台帳を適切に更新すべきである。 公有財産台帳への施設名等の登録変更にあたっては、適切な名称及び財産区分に変更する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>公有財産台帳に反映されていなかったものについては、その後必要な手続きを行い、現在は当該台帳に既に反映した。 令和2年12月以降報告漏れが生じないよう公有財産の異動に係る決裁に異動報告書を添付させるよう事務を改善した。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P199

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（放置自転車対策担当）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p>指定管理者から入手した収支報告の正確性について市としての検証が不十分である。（結果）</p> <p>指定管理者より提出される収支報告と証拠書類との照合を行っておらず、収支報告が正確であるかどうかの検証が行われていない。施設管理コストの実態を把握できず、指定管理料の妥当性が検証できない可能性がある。</p> <p>指定管理者から提出される収支報告につき、抽出により帳簿記録及び領収書や給与台帳等の証拠書類との照合を行うことにより、収支報告の正確性を検証する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>基本協定において、年度終了時に収支状況を含む事業報告書を作成し提出することを義務付けているが、これまでは収支報告の数字の整合性の確認までにとどまっていたものの、令和2年度の収支報告については、委託料（再委託）の金額がわかる契約書等の資料の提出を指定管理者に依頼し、収支報告の照合を行った。今後は、年度ごとに照合項目を変更するなど、収支報告の正確性に努めることとする。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P122

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>【市営住宅】</u> <u>指定管理者から入手した収支報告について市として内容等の検証が不十分である。（結果）</u></p> <p>指定管理者より提出される収支報告と証拠書類との照合を行っておらず、収支報告が正確であるかどうかの検証が行われていない。施設管理コストの実態を把握できず、指定管理料の妥当性が検証できない可能性がある。</p> <p>指定管理者から提出される収支報告につき、抽出により帳簿記録及び領収書や給与台帳等の証拠書類との照合を行うことにより、収支報告の正確性を検証する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>基本協定において、年度終了時に収支状況を含む事業報告書を作成し提出することを義務付けているが、これまでは収支報告の数字の整合性の確認までにとどまっていたものの、令和2年度の収支報告については、委託料（再委託）の金額がわかる契約書等の資料の提出を指定管理者に依頼し、収支報告の照合を行った。今後は、年度ごとに照合項目を変更するなど、収支報告の正確性に努めることとする。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P156

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園計画・21世紀の森担当）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>消防設備に不備が認められるにもかかわらず、適時に対応していない。（結果）</u> フィールド公園の消防設備点検において、不備が指摘されているが、改善されていない。現状では、火災が施設にて発生した場合に、利用者の生命及び財産が適切に守れないリスクがある。</p> <p>消防設備等の点検結果に不備が認められる場合、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和元年度の消防設備点検において、防排煙設備の受信機内バッテリー容量不足などが指摘されたが、令和2年度に修繕を行った。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P133



## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（地方卸売市場）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>【地方卸売市場】</u> <u>消防設備に不備が認められるにもかかわらず、適時に対応していない。（結果）</u> 地方卸売市場の消防設備点検において、不備が指摘されているが、改善されていない。 現状では、火災が施設にて発生した場合に、利用者の生命及び財産が適切に守れないリスクがある。 消防設備等の点検結果に不備が認められる場合、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和3年7月に文書による指導を行い、防火扉前に置かれていた荷物については解消されたことを確認した。 なお、今年度の消防設備点検の結果がでた際には当該報告書を提出するよう指導している。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 171

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（地域産業課）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>【アミシング潮江駐車場】</u>  <u>地下駐車場の消防設備点検は、区分所有者で構成された管理組合により建物の管理及び運営の委託を受けている管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市は報告を受けていない。（結果）</u></p> <p>地下駐車場の消防設備点検は、管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市はその結果の報告を受けておらず、利用者の生命・財産を守れるような財産保全が実施されていない。</p> <p>駐車場施設の貸付先である地上部建築物の管理組合が実施する消防点検結果について、市は施設の貸付先に報告を提出するよう依頼するとともに、消防点検に不備が認められれば、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>消防用設備の点検は、ビルの区分所有者で構成される管理組合により実施され、本市も管理組合の一員であることから点検の結果報告は受けている。</p> <p>消防設備点検により、市の専有部分に設置している設備に不備があれば管理組合を通じて報告があるため、市において、速やかに対応を行う。</p> <p>また、共用部分に不備があれば、区分所有者から徴収している管理費等を管理組合が理事会や運営協議会に諮り、合意を得たうえで対応する。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 181

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（地域産業課）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>【さんさんタウン駐車場・集会場】</u>  <u>地下駐車場の消防設備点検は、管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市は報告を受けていない。（結果）</u></p> <p>地下駐車場の消防設備点検は、管理会社が行っているが、その点検結果に関し、市はその結果の報告を受けておらず、利用者の生命・財産を守れるような財産保全が実施されていない。</p> <p>駐車場施設の貸付先である地上部建築物の管理組合が実施する消防点検結果について、市は施設の貸付先に報告を提出するよう依頼するとともに、消防点検に不備が認められれば、早急に改善する必要がある。また、改善に多額の資金支出を要する場合には、利用者の安全に配慮しつつ、不具合の改善に必要な補修や更新に関する修繕計画を作成するなどして計画的に改善を進める必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>消防用設備の点検は、ビルの区分所有者で構成される管理組合により実施され、本市も管理組合の一員であることから点検の結果報告は受けている。</p> <p>消防設備点検により、市の専有部分に設置している設備に不備があれば管理組合を通じて報告があるため、市において、速やかに対応を行う。</p> <p>また、共用部分に不備があれば、区分所有者から徴収している管理費等を管理組合が理事会や運営協議会に諮り、合意を得たうえで対応する。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 187

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（いくしあ推進課）
2 監査結果報告日	令和2年2月21日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><b>【子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費】</b>  <u>個人情報保護の観点から、USBメモリに移された情報に関するログが残るよう、主としてシステム上の対応を行うことが必要である。（結果）</u></p> <p>USBメモリに移された情報に関するログが残るようにし、当該ログをサーバーに残るようにシステム上の対応を行う必要がある。</p> <p>また、USBメモリから取り出された後のファイルについても、行政事務支援システム始め、該当PCにてログ履歴が残る形で市としてシステム管理される必要がある。</p> <p>ただし、システム改定の必要もあり、予算財源等現実的な対応も求められることも想定されるため、臨時的な代替方法として、抜き取り後のオリジナルデータの消去手続およびその確認手続についてもルールどおり運用されていることを確認する方法の整備を行うとともに厳格な運用を図るべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>ディレクトリ監視ソフトなどについては、関係部局との協議の結果、セキュリティー面、財政面から導入は困難であるとの結論に至った。こどもの育ち支援システムでは特定のUSBメモリにより所属長のPCにより所属長がID、パスワードの入力と顔認証を行わなければ、情報を抽出することはできず、行政事務支援システムに関しては、全台に資産管理システムが導入されており、サーバー上に「どのPCでどのユーザーがどのような操作を実施したか」がログとして残るようになっていることから、そのログにより一定の追跡は可能である。</p> <p>また、これまでもUSBメモリの保管や外部への持出しの際は本市の情報セキュリティーポリシーに則り、取扱っていたが、これに加え、令和元年度から実施しているデータ抽出申請手続において、抜き取り後のオリジナルデータの消去及びその確認に係る項目を令和2年度に追加することでチェックを強化し個人情報保護をこれまで以上に厳格に取扱うこととした。</p>

※ 「令和元年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P212

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（財務課、経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>退職給付費用を収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。</u>（結果）          退職給付引当金計上に関する費用が、収益的支出（3条予算）と資本的支出（4条予算）に区分されておらず、すべて収益的支出として処理されている。          職員の給与の区分に応じ、収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。          給与の区分に応じ、退職給付費用の計算も収益的支出と資本的支出に区別する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>資本勘定支弁職員（資本的支出で人件費を支出する職員）の退職給付引当金を収益的支出と資本的支出に区分することについて課題は認識しているが、全ての職員の経歴を即座に把握できるシステム等が整備されていないことなどにより、実務上の負担増加によるコスト増につながる一方、どちらの会計処理方法を採用しても市民サービスへの影響はなく、経営に与える影響も少ないことから、現行の会計処理を継続する。</p>

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P137

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	平成28年2月22日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容	<p><u>滞納者と納付交渉を行うべき（結果）</u> 滞納債権について、長期間納付交渉が全く行われていない事案が発見された。 D氏の事案は、昭和61年7月以降納付がなく、平成8年3月までは納付交渉が行われていた。その後、平成9年12月までは訪問を行っていたが、それ以降納付交渉が行われていない。 また、F氏の事案は、平成9年1月以降納付がなく、平成10年9月までは納付交渉が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。 D氏、F氏ともに平成26年度末時点ですでに時効が到来してしまっている。また、市によると、納付交渉が行われていない理由は不明ということである。 債権は全額回収することが原則であり、正当な理由なく納付交渉を中断すべきではない。また、金額が一定以上等、重要な債権については、毎年一定時期に債権管理状況のモニタリングをする等、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備することも検討すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>指摘事項であるD氏、F氏の件を含む長期間納付交渉が行われていなかった債権について、令和2年度に市で債権の精査（所在調査による債務者の特定等）を行い、納付交渉が不可能なものを除いた全ての債権を令和3年度に弁護士法人に委託した。 委託した全ての債権に対しては弁護士法人より改めて催告（文書、電話）を実施し、それを踏まえた業務報告書を毎月提出させることで、納付交渉漏れのないシステムが構築できた。</p>

※ 「平成27年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P264

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（園田地域課）
2 監査結果報告日	平成23年2月21日
3 措置通知日	令和4年2月28日
4 監査結果の内容 <u>境界が不明確なことについて（結果）</u> 東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。	
5 措置内容要旨 隣接地との境界標の一部が地中に埋没しており、境界標が設置されていないものと認識していたが、現地調査を行う中で、図面通りに境界標が設置されているとともに、隣接地が私有地に越境していないことについても確認した。	

※ 「平成22年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P194